

三原市公金管理運用基本方針

地方公共団体の公金は、地方自治法により「最も確実かつ有利」（基金については、「確実かつ効率的」）に保管・運用しなければならないと定められているが、平成14年4月（普通預金等の決済性預金については平成17年4月）から、預金保険法の特例措置である全額保護措置が終了することに伴い、より自己責任原則に基づいた公金の適切な管理運用を行うため、ここに基本方針を定める。

1 基本方針

- (1) 公金の運用にあたっては、安全性の確保を最優先する。このため金融機関の経営情報の入手と分析に努める。
- (2) 安全性の確保を最優先しつつ効率的運用を行う。
- (3) 各公金の状況をできる限り正確に見通した上で、合理的な運用期間の設定や運用方法の選択を行う。

2 方 策

- (1) 金融機関の経営状況の把握と体制整備
 - ア 関係金融機関の経営状況に関する情報の収集に努めると共に分析、検討したうえで預金を行う。また、一方破綻が懸念される場合は、必要に応じた対応を行う。
 - イ 公金の安全性確保と資金の効率的な運用を図るため、「三原市公金管理協議会」（17年3月22日、庁内に設置）において、適宜適切な対策を決定する。
- (2) 類型別公金預金の保護
 - ア 歳計現金、歳計外現金
 - (ア) 各会計間で資金を融通し合い効率的な資金管理に努める。
 - (イ) 支払準備のための保管金は、決済性預金により対応する。
 - (ウ) 支払予定のない余剰金は、指定金融機関等において、期間を定め、安全性の高い国債、定期預金等で運用する。
 - イ 各種基金
 - (ア) 歳計現金に不足が生じたときは基金の繰替運用を行い、効率的な資金管理を行う。
 - (イ) 定期預金は、原則相殺可能な金額に止める。相殺可能額を超えた余剰金は、国債等の安全性及び利殖性の高い債券による運用を行う。
 - ウ 制度融資に係る預託金
 - (ア) 平成17年度は、原則として決済性預金により預託する。
 - (イ) 今後は、預託方式から利子補給方式への移行等、新たな制度を検討する。

3 その他

三原市公金管理運用基本方針に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

4 附則

この基本方針は平成17年3月22日から実施する。